

代理人による民泊制度運営システムの利用について

民泊制度運営システムを代理人の方が利用するにあたっては、以下の点についてご注意ください。

1. ID について

- 当サイトの利用には、ID が必要になります。ID は届出・申請の手続の際だけでなく、事業者になってからの事業者自身の情報の参照や、住宅宿泊事業者であれば当サイトを介した定期報告を行う場合にも必要になるものです。代理人が手続きを行う場合であっても、届出者に対して発行された ID を利用して手続きを行ってください。
- ID は、当サイトの ID 発行申請時に用いる届出者・申請者の固有のメールアドレスになり、代理人のメールアドレスを用いることはできません。ID となるメールアドレスに手続きの際の不備連絡メール等が発信されますので、その点ご注意ください。

2. 利用方式について

代理人の方が当サイトをご利用いただく場合は、届出方式を「書類作成のみ」として書類作成及びデータ送信を行ってください。

※ 民泊制度運営システムで電子申請・届出を行う場合は、届出者・申請者本人の電子署名が必要であり、「公的個人認証サービス」又は「商業登記に基づく電子認証制度」の電子証明書が利用可能です。電子署名が必要です。代理人の電子署名による電子申請・届出はできませんのでご了承ください。

3. 届出・申請項目の入力について

- 届出者・申請者の項目には、代理人の名称等は記載しないでください。当サイトで作成した書類を印刷した上で、届出者・申請者の項目の余白に代理人の名称等の記載と捺印をした上で、窓口へ提出してください。
- 連絡事項欄に、代理人による手続きである旨、代理人の名称及び連絡先等を入力し、行政担当者に代理人による手続きである旨を伝達することは可能です。
- 入力、書類作成後は必ずデータの送信をしてください。

4. その他

代理人が手続きを行う場合には、委任状等が必要になります。窓口へ書類を提出する際にはご注意ください。